

# 高額療養費の自己負担限度額について

〈平成27年1月から、70歳未満の人の自己負担限度額が変わります〉

高額療養費制度とは、お医者さんでかかった医療費が一定額（自己負担限度額）を超えたとき、その超えた金額を支給する制度です。自己負担限度額は、年齢や所得区分に応じて定められています。

所得区分を細分化することによって、それぞれの所得に応じた負担になるように、平成27年1月1日から自己負担限度額が変更されます。新たな所得区分及び自己負担限度額は下表をご覧ください。

なお、今年の8月1日以降に交付した「限度額適用認定証」、または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限が平成26年12月31日となっている方については、平成27年1月以降の認定証を12月下旬に送付します。ご不明な点はお問い合わせください。

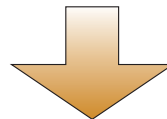
**ジェネリック医薬品のご利用を推進しています！！**  
【問合せ先】茨城町保険課 ☎240-7113

## ●自己負担限度額（月額）

改正前

所得区分	3回目まで	4回目以降*
上位所得者	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	

\*過去12か月以内に、同一世帯で支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額



## ●自己負担限度額（月額）

改正後

平成27年1月からの所得区分	3回目まで	4回目以降	
上位所得者	総所得金額等*が901万円を超える	252,600円+ 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	総所得金額等が600万円を超え901万円以下	167,400円+ 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	総所得金額等が210万円を超え600万円以下	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	総所得金額等が210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	
住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

\*「総所得金額等」とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額のこと



# 子育て支援センター 1月

～遊び図あいでよ～

町子育て支援センターでは、子育て親子に寄り添いながら、親子のふれあいと子どもとの絆づくりを大切に活動を行っています。

### ★ 子育て相談・定期相談日 ★

- ・日時：26日(月) 午前9時30分～正午
- ・受付場所：支援センター 事務室
- \*町保健センター等の関係機関と連携しています。

### ★ 読み聞かせ ★

- ・日時：7日(水)、21日(水) 午前10時45分～11時
- ・場所：遊戯室「まんまる一む」
- \*子育てボランティアによる読み聞かせを予定しています。

### ★ 『ミニ・セミナー』 ★ —随時実施致します—

- ～ピアノ演奏を聴いたり、歌をうたったり、親子でふれあって遊んだりして楽しい時間を過ごしましょう。～
- ・実施時間：午前11時～（状況により随時10分程度実施）
- ・場所：遊戯室「まんまる一む」

## 《子育てセミナー》—要予約—

\*町内の未就学児とその保護者対象\*

### 『スマイル講座(保育付)』 定員8組 「手作り写真ボードを作ろう!!」

- ～お子さんの成長を残せる  
素敵な写真ボードを作しましょう～
- 日時：1月20日(火)  
午前10時30分～11時30分
- 場所：講座 保健センター 健診室  
保育 遊戯室「まんまる一む」
- 内容：段ボールを利用した写真ボード作り
- 持ち物：段ボール1枚（四つ切の画用紙の大きさ）、布（段ボールに貼れる大きさ）、ボンド、飾り（リボン・折り紙など）
- \*予約受付時に保育申込書をお渡しします。
- \*準備物などがありますのでご確認ください。

\* 予約開始日 1月5日(月) \*

### 『みんなでピョン』 定員10組

～親子で体を使った遊びを  
楽しみましょう～

- 日時：1月30日(金)  
午前10時30分～11時30分
- 場所：保健センター 健診室
- 内容：季節の歌、ふれあい遊び、ふれあい体操、ミニアスレチック 等
- 持ち物：タオル、着替え、水分補給のための飲み物

\*動きやすい服装でご参加ください。\*

\* 予約開始日 1月9日(金) \*



— 活動にはボランティアの皆さんのご協力を頂いています。小さいお子さん、兄弟・姉妹のいるご家庭でも安心して参加できます。どうぞお気軽にご参加ください。 —

— 詳細はお問合せください。 —

【問合せ先】 保健福祉部 子ども課 子育て支援センター

☎291-0980(直通)

『茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内』